

大阪大学同窓会連合会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪大学同窓会連合会と称する。

(目的)

第2条 本会は、各部局の同窓会（以下「部局同窓会」という。）及び本会と連携する同窓会（以下「連携同窓会」という。）の発展に寄与するとともに、部局同窓会及び連携同窓会（以下「部局同窓会等」という。）並びに第9条に定める同窓会（以下「特別会員」という。）の交流及び連携を推進することにより、各会員間の交流、親睦を図り、併せて大阪大学との連絡を緊密にし、広く社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 部局同窓会等及び特別会員との交流及び連携の推進
- (2) 新たな部局同窓会等の設立支援
- (3) 大阪大学（大阪大学及び大阪外国語大学の潮流を汲む組織を含む。）の卒業生及び修了生（以下「卒業生等」という。）と大阪大学との連携の推進
- (4) その他本会の目的に沿った事業

第2章 部局同窓会等

(部局同窓会)

第4条 部局同窓会は、別表のとおりとする。

2 部局同窓会は本会の運営に協力するとともに、第2条に掲げる目的を達成するため、部局同窓会等及び特別会員との交流及び連携の推進に取り組むこととする。

(連携同窓会)

第5条 連携同窓会は、会長が認めた次に掲げる同窓会とする。

- (1) 部局同窓会と連携する学科・専攻等同窓会
 - (2) 地域同窓会
 - (3) 職域同窓会
 - (4) 課外活動同窓会
- 2 連携同窓会は本会の運営に協力するとともに、第2条に掲げる目的を達成するため、部局同窓会等及び特別会員との交流及び連携の推進に取り組むこととする。

第3章 会員

(正会員及びプレミアム会員)

第6条 本会の正会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大阪大学の卒業生等（次号に掲げる者を除く。）
 - (2) 大阪大学の役員又は教職員
 - (3) 大阪大学の役員又は教職員であった者（第1号に該当する者を除く。）のうち、本会への入会を希望し会長が認めたもの
 - (4) その他、本会への入会の申出を行った大阪大学に関係のある者のうち、会長が認めたもの
- 2 前項の者のうち、別に定める会費を納めたものについてはプレミアム会員とする。

(準会員)

第7条 大阪大学の学部学生及び大学院学生は本会の準会員とする。

(賛助会員)

第8条 本会と連携し、事業に協力する団体及び個人は、申出により幹事会の議を経て、賛助会員として本会に加入することができる。

(特別会員)

第9条 旧制浪速高等学校同窓会は、特別会員とする。

(退会)

第10条 正会員及びプレミアム会員（以下「正会員等」という。）、賛助会員並びに特別会員は、申出により本会を退会することができる。

第4章 役員等

（役員）

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 代表幹事 大阪大学理事から1名
- (4) 代表幹事補佐 大阪大学総長補佐から1名
- (5) 幹事 部局同窓会から各1名
- (6) 会計監事 若干名

（役員の選任）

- 第12条 会長及び副会長は、正会員等の中から幹事会が推薦し、役員総会（以下「総会」という。）において選任する。
- 2 代表幹事、代表幹事補佐及び会計監事は、総会において選任する。
 - 3 幹事は、部局同窓会の推薦により、総会において選任する。

（役員の任務）

- 第13条 会長は、本会を代表して会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代行する。
 - 3 代表幹事は、会務の執行を総括し、事務局を統括する。
 - 4 代表幹事補佐は、代表幹事を補佐し、会務の執行に参画する。
 - 5 幹事は、本会と部局同窓会との連絡調整を図るとともに、幹事会を構成し、会務の執行上重要な事項を審議する。
 - 6 会計監事は、会計の執行状況の監査を行う。

（会長の任期）

- 第14条 会長の任期は、2年とする。ただし、会長に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 会長は、再任を妨げない。

（その他の役員の任期）

- 第15条 会長を除く役員の任期は、2年とする。
- 2 前項の任期は、会長の任期の末日以前でなければならない。
 - 3 第1項の役員は、再任を妨げない。

（名誉会長）

第16条 本会に名誉会長を置くことができる。

（顧問）

- 第17条 本会に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、会務に関する重要事項について助言する。

（委嘱）

- 第18条 副会長、代表幹事、代表幹事補佐、幹事、会計監事は、総会の選任に基づき会長が委嘱する。
- 2 名誉会長及び顧問は、幹事会の推薦に基づき会長が委嘱する。

第5章 会議

（会議）

第19条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

（総会）

- 第20条 総会は、第11条に掲げる役員をもって組織する。
- 2 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 役員の選任に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項

- (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 会則等の制定及び改廃に関する事項
 - (5) 部局同窓会の本会への加入に関する事項
 - (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項
- 3 総会は、毎年1回開くものとし、会長が招集し、その議長となる。ただし、議長が必要と認めた場合は、臨時に総会を開くことができる。
- 4 総会は、第1項に掲げる役員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 幹事が都合により出席できないときは、当該幹事が所属する部局同窓会の中から、あらかじめ当該幹事が指名する者を代理出席させることができる。
- 7 総会は、必要と認めた者をオブザーバーとして出席させることができる。ただし、議決に加えることはできない。

(幹事会)

第21条 本会に、部局同窓会との連絡調整を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事、代表幹事補佐及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 賛助会員及び特別会員の入会
 - (2) 総会に提案する議事及び会務の執行上重要な事項
 - (3) 会長及び副会長の総会への推薦
 - (4) 名誉会長及び顧問の会長への推薦
- 4 幹事会は、代表幹事が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、第2項に掲げる役員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 6 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 幹事が都合により出席できないときは、当該幹事が所属する部局同窓会の中から、あらかじめ当該幹事が指名する者を代理出席させることができる。
- 8 幹事会は、必要と認めた者をオブザーバーとして出席させることができる。ただし、議決に加えることはできない。

第6章 会計

(会費)

第22条 プレミアム会員及び賛助会員は、それぞれ別に定める会費を納入する。

(経費)

- 第23条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(監査)

第24条 会長は、会計年度ごとに決算書を作成し、会計監事の監査を受けなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

- 第25条 本会に、その事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 本会及び本会事務局は、大阪大学内に置き、その所在地は大阪府吹田市山田丘2-8テクノアライアンス棟B409とする。

第8章 雑則

(雑則)

第26条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会の承認を得て、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成17年7月25日から施行する。
- 2 設立時の役員等は、第7条の規定にかかわらず別表のとおりとする。(別表略)

附 則

この改正は、平成21年5月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年5月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年11月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年5月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年1月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年9月1日から施行し、平成29年5月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年6月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年1月16日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月30日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和5年12月6日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年5月3日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年5月3日から施行する。

部局同窓会
大阪大学文学部同窓会(待文会)
大阪大学人間科学部同窓会
「咲耶会(大阪大学外国語学部・大阪外国語大学同窓会)」
大阪大学法学部同窓会「青雲会」
大阪大学経済学部同窓会
大阪大学理学同窓会
公益社団法人 医学振興銀杏会
大阪大学保健学科同窓会
大阪大学歯学部同窓会
大阪大学薬友会
一般社団法人 大阪大学工業会
大阪大学基礎工学部同窓会
大阪大学言語文化研究科同窓会
大阪大学国際公共政策研究科同窓会「動心会」
大阪大学大学院情報科学研究科同窓会「情朋会」
大阪大学大学院高等司法研究科同窓会
大阪大学微生物病研究所同窓会
大阪大学産業科学研究所同窓会
大阪大学蛋白質研究所同窓会
大阪大学レーザー科学研究所同窓会「泰山会」
大阪大学接合科学研究所同窓会